

## 質 問 回 答 一 覧

横須賀市上下水道公営企業会計システム更新業務委託プロポーザル実施に関する質問について回答を公表します。

番号	資料名	質問内容	回答
1	仕様書5ページ	(4) データ移行要件にて、記載のあるデータ数は2会計分でもよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	仕様書5ページ	(4) データ移行要件にて、固定資産の過年度分減価償却明細データも移行対象でしょうか。移行対象の場合、データ移行件数をご教示ください。	年度ごとに減価償却明細データを保持する仕様の場合は必須になります。 現在の運用では年度ごとのデータ保持ではないため、移行対象データの件数として抽出できません。
3	機能要件確認書 (整理番号4)	「公営企業会計システム導入実績が、直近10年間で全国500団体以上のシステムであること。」とありますが、元請での実績を有しており、かつ、技術提案書の提出の際に別紙として実績一覧を提出することで満たすと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	機能要件確認書 (整理番号4)	「公営企業会計システム導入実績が、直近10年間で全国500団体以上であること」とありますが、本件は必須の参加条件、あるいは採択における必須要件となりますでしょうか。	必須要件となります。 全国の水道事業および下水道事業を合わせて約5,000事業者があり、約1割の導入実績と考えています。 実績の要件としては水道事業及び下水道事業以外の公営企業会計も含まれます。
5	機能要件確認書 (整理番号41)	予算科目及び勘定科目については、予算科目及び勘定科目それぞれすべてに明細が必要であると考えておりますが、相違ないでしょうか。	予算科目については、明細を必須としています。 勘定科目については、必須ではありません。
6	機能要件確認書 (整理番号76)	「予算積算基礎入力は、税込み、税抜きの選択が、予算科目別に可能であること。」とありますが、予算要求時に旅費のように税込単価で入力し、消費税を割り返したい場合と消耗品のように税抜単価で入力し、消費税を加算したい場合などを想定し、あらかじめ予算科目に税込入力か税抜入力かの設定ができる機能を必須としていると考えておりますが、相違ないでしょうか。	ご提案いただいているあらかじめの予算科目ごとの設定機能は必須ではありません。 税区分としては、整理番号165のとおりです。
7	機能要件確認書 (整理番号151)	「振替伝票」は科目更正等振替伝票全般を指しているのでしょうか。または、前払処理など支出処理時の振替のことでしょうか。振替伝票の例をご教示いただけますでしょうか。	お見込みのとおりです。 借方貸方のいずれにも預金勘定が現れない伝票を振替伝票としています。 具体例としては、前段の振替伝票は前払金を想定し、後段の振替伝票(調定)は未収金を想定しています。

番号	資料名	質問内容	回答
8	機能要件確認書 (整理番号151)	「調定や収入登録」は納付書入力や納付書消込処理を指しているのでしょうか。登録の処理内容をご教示いただけますでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、調定登録は納付書入力・印刷時、収入登録は消込処理時に自動起票されることを想定しています。
9	機能要件確認書 (整理番号174)	「契約先と支払先が異なる場合にも区別して入力できること。」とありますが、同一の業者情報に対し、複数の支払方法、支払口座情報を登録できるのではなく、実際に契約する相手と支払をする相手が異なる場合を想定されていると考えておりますが、相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。 支出負担行為（契約）と支払で債権者情報に変更があった場合や代理人に支払いする場合を想定しています。
10	機能要件確認書 (整理番号176)	「1つの債権者に対して、2つ以上の口座情報が登録できること。」とありますが、年度を跨ぐ場合など代表者や口座等が変更になる場合、登録日付での履歴管理も必要であると考えておりますが、相違ないでしょうか。	ご提案いただいている履歴管理の機能は必須ではありません。 現在の運用では、都度、請求書に必要な情報を明記していただき、その情報に基づき支払を行っております。
11	機能要件確認書 (整理番号212)	振替締め処理とは月次の伝票締め処理でも代替可能でしょうか。現状の運用方法などご教示いただけますでしょうか。	振替締め処理とは、期中の全支払において未払金を計上し、支払処理の際に未払金を消込処理する運用を想定しています。現在は振替締め処理の運用はありません。
12	機能要件確認書 (整理番号273)	「調定年度別、予算科目別に、「調定額、収納額、未納額」が確認できる未収残高確認帳票が月次レベルで出力できること。」とありますが、過年度においても年度別かつ予算科目別に調定額に対して、収入額、未納額を管理することを目的として、必要であると考えておりますが、相違ないでしょうか。	現年度と過年度の区別は必須としていますが、過年度分の年度別管理は必須ではありません。
13	機能要件確認書 (整理番号452)	「業者に対して工事、コンサル、委託、物品ごとに業種の登録が行えること。」とありますが、横須賀市様においては、コンサルは「委託」の中で「委託（一般委託・コンサル）」としてまとめられているため、区分は3つと解釈して相違ないでしょうか。 (参考：横須賀市HPより) <a href="https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1620/kyk002.html">https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1620/kyk002.html</a>	業者の業種は、神奈川県から提供される業者情報MDB（整理番号447参照）の取り込みに対応できていれば問題ありません。 区分については、執行伺い（予定負担行為）の段階では3区分（工事・委託・物件）で問題ありませんが、統計情報として工事委託（コンサル）の件数を把握するため、契約管理システムでは4区分で管理する任意の項目が必要です。
14	機能要件確認書 (整理番号510)	「公営企業会計システムの伝票を基にした申請ができるほか、文書起案と同様の入力方法で、公営企業会計システムの伝票を紐付けずに、決裁申請を行えること。」とありますが、上下水道局の行政文書全般（起案文書、伝票等）を管理する必要があると考えておりますが、相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。